

第 7 1 号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 項」の次に「、第 6 条第 2 項」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（派遣職員の給与）

第 3 条の 2 派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事す
るものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整
手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特
殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職
員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0
以内を支給することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区職員の給与に関する条例の一部改正）

2 足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、
「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

(足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、教育公務員特例法」を「及び教育公務員特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

(足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 4 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年足立区条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例(平成14年足立区条例第2号)

(提案理由)

派遣期間中における職員の給与支給に係る規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。